

京都市旅館業法に基づく衛生に必要な措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年12月22日京都市条例第24号）（保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課）

旅館業法第3条第3項第3号の規定に基づき条例で定める施設（清純な施設環境を保持すべき施設）から勤労青少年ホームを除外することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市旅館業法に基づく衛生に必要な措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年12月22日

京都市長 門川 大作

京都市条例第24号

京都市旅館業法に基づく衛生に必要な措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市旅館業法に基づく衛生に必要な措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課)